

姫 監 公 表 第 1 号
平成 3 1 年（2019 年） 1 月 2 9 日

姫路市監査委員	中澤 賢悟
同	田村 一美
同	宮下 和也
同	三和 衛

住民監査請求（地元団体 A 主催の体育祭に従事した市職員給与の返還等及び地元団体 B に対する違法な支出に係る利子相当額の返還について）に係る監査の結果について

平成 3 0 年 1 2 月 5 日に受付した地方自治法第 2 4 2 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を、同条第 4 項の規定に基づき、次のとおり公表します。

第1 監査の請求

1 請求人

姫路市民 廣野 武男

2 請求年月日

本件住民監査請求書は、平成30年12月5日に提出された。

3 請求の要旨

- (1) 平成30年10月7日に姫路市（家島事務所）は、職員25名を地元団体A主催の体育祭に公務として従事させた。

体育祭への参加は、職員の自由意志により地域への奉仕として任意に参加させるべきであり、職務命令で従事させるべきでなく、平成29年度分を含め、体育祭に従事した給与相当額（以下「人件費」という。）を関係職員から市に返還させるよう求める。

体育祭の競技に参加した職員が地元団体Aから支給を受けた現金（入賞賞金）についても、関係職員から当該団体に返還するよう求める。

- (2) 平成30年2月6日に姫路市（家島事務所）は、地元団体Bに対して、立替金として公金20,000円を支出したが、地方自治法第232条に反した違法な支出であり、支出決定書も存在しない。

公金20,000円については、地元団体Bにおいて同月13日付で精算されているが、同月6日から同月13日までの間の利息相当額（年6%の計算で1円未満の端数を切り上げ）を関係職員から市に返還させるよう求める。

4 事実を証する書面

- (1) 平成30年10月7日に体育祭に従事した市職員の時間外勤務等命令書等
(2) 平成30年2月13日付の地元団体Bの支出負担行為兼支出決定書（立替金の精算に係るもの）等

5 請求の受理

本件請求について、地方自治法第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め、平成30年12月12日に受理を決定した。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

平成29年度体育祭開催に係る人件費については、平成29年11月15日付の支給であり、本件請求前1年以上を経過しているため、監査の対象とならない。

したがって、監査の対象事項は、以下のとおりとする。

(1) 体育祭の運営支援に係る市職員の公務従事について

ア 平成30年度体育祭開催に係る人件費の支給

イ 体育祭の競技に参加した職員が地元団体Aから現金（入賞賞金）の支給を受けたとされること

(2) 地元団体Bに対する平成30年2月6日付の立替金の支払について

2 監査対象部局

市民局市民生活部家島事務所

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成30年12月26日に証拠の提出及び陳述を行う機会を与えた。

請求人は、当該陳述において、請求の趣旨に係る補足説明を行うとともに、追加の証拠書類として、旧飾磨郡家島町及び家島事務所に係る住民訴訟等の関係書類を提出した。

4 監査対象部局の陳述

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、平成30年12月26日に関係職員の陳述の聴取を行った。

なお、陳述の要旨は次のとおりであった。

(1) 体育祭の運営支援に係る市職員の公務従事について

地域体育推進事業は家島事務所の所掌事務であり、地域の重要行事である本件体育祭の運営支援について、事前に総務局と協議のうえ、必要かつ正当な公務と判断し、本市の規定に沿った手続を経て実施した。

体育祭の競技に参加した市職員が主催者から入賞賞金を授与されたものの、後日、当該職員が賞金を全額返還している。

(2) 地元団体Bに対する平成30年2月6日付の立替金の支払について

地元団体Bの立上げに際し、職員が一時的に私費で立替えたものであり、公金としての支出は行っていない。

5 監査の実施方法

地方自治法第242条第4項の規定に基づく監査は、監査対象部局に対して、関係書類の提出を求め、書類調査を行うとともに、関係職員からの事情聴取を行う方法により、実施した。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 体育祭の運営支援に係る市職員の公務従事について

ア 体育祭の性質等について

体育祭（正式名称は「家島町体育大会」）は、家島町の伝統行事として定着しており、平成18年3月の合併協定書において、「町民体育大会は、市主催行事としてではなく、地域のコミュニティ事業を推進するために、地域事務所を含めた地域主導型で実施する。」と定められている。

体育祭の主催者は地元団体Aである。

地元団体Aの設立目的は、スポーツの振興を図り、住民の心身の健全な発展と明るく豊かな住民生活の形成に寄与することであり、本件体育祭その他各種大会を開催している。

体育祭の開催目的は、地元団体Aの設立目的に沿ったものであり、家島町域の人口減少等が深刻な現状において、地域活性化等に係る重要な役割も担っている。

平成30年度体育祭（第57回家島町体育大会）の開催に要した経費は、地元団体Aの事業費により支弁されているが、当該団体の予算書によれば、本市から補助金等の交付を受けておらず、当該団体の支出に係る現金は本市の公金に該当しない。

イ 平成30年度体育祭開催に係る人件費の支給について

(ア) 公務としての位置付け等について

合併後の家島事務所において、体育祭の運営支援は、所掌事務である地域体育推進事業の一環として位置付けられ、地元と連携した取組が行われている。

開催当日の会場等における運営支援について、平成28年度までは職員の任意参加による奉仕活動であったが、市職員として運営支援に当たっているにもかかわらず、事故発生の場合に公務災害とならない等の問題点があり、平成29年度から、対象職員に時間外勤務命令を発出している。

(イ) 平成30年度の公務従事者数及び人件費支給額について

請求人の請求及び添付の事実証明によれば、職員の従事者数は25名とのことであったが、家島事務所の回答によれば、従事者数は32名であり、公休日の振替を行ったうえで、超過した勤務時間について時間外勤務手当を支給しており、支給対象者は24名、支給額は合計242,010円であった。

ウ 体育祭の競技に参加した職員が地元団体Aから現金（入賞賞金）の支給を受けたとされることについて

家島町域の人口減少等に伴い、体育祭の参加者が減少するなかで、グループ対抗リレーを成立させるため、運営支援の一環として、職員が競技に参加し、うち8名が計60,000円の入賞賞金を授与されたものの、当該職員から「公務中の賞金の授受は好ましくない。」との意見があり、賞金の全額返還が自発的に行われた。

なお、地元団体Aは本市の補助金等の交付を受けておらず、当該団体の支出に係る現金は本市の公金に該当しない。

(2) 地元団体Bに対する平成30年2月6日付の立替金の支払について

ア 地元団体Bの性質等について

家島地域づくり推進協議会において地域の課題等に係る検討が行われ、行政による対応が困難な課題については、住民自治活動による取組を図るため、地元が新たな任意団体を立ち上げる事となった。

そこで、平成30年1月26日付で地元団体Bが設立され、当該団体の事務局は家島事務所に置かれた。

地元団体Bの平成29年度決算書及び平成30年度予算書によれば、本市から補助金等の交付を受けていない。

イ 平成30年2月6日付の立替金の支払について

地元団体Bの立上げに伴い、当該団体名義の預金口座開設や、会長印の作成等が必要となったため、平成30年2月6日付で家島事務所の職員が私費20,000円による立替払を行い、同月13日付で当該団体から立替払の精算を受けた。

2 判断

(1) 体育祭の運営支援に係る市職員の公務従事について

ア 平成30年度体育祭開催に係る人件費の支給について

体育祭の運営支援が家島事務所の所掌事務である地域体育推進事業の一環として位置付けられ、地元と連携した取組が行われてきたことは、合併協定書の規定に基づく措置であると認められる。

スポーツ振興及び地域コミュニティ推進等を目的とした本件体育祭は、家島町の伝統行事として定着しているだけでなく、人口減少等が深刻な現状において、地域活性化等に係る重要な役割も担っており、体育祭の運営支援には公益性・公共性が認められる。

体育祭の企画・実施は、主催者である地元団体Aが中心となり、地元主導で行われているが、開催当日の会場等における円滑な運営及び多数の参加者の安全確保を徹底する観点からも、市職員による運営支援の必要性が認められる。

平成29年度から、開催当日の会場等の運営支援に係る時間外勤務命令を発出していることについては、従前（平成28年度以前）のまま、職員の任意参加による奉仕活動の扱いであったならば、事故発生の場合に公務災害とならない等の問題が生じることを勘案すれば、当該命令の妥当性が認められる。

職員を体育祭の競技に参加させたことについても、人口減少等に伴い参加者が減少している現状を踏まえ、運営支援の一環としての妥当性が認められる。

以上のとおり、体育祭の運営支援（競技参加を含む。）は正当な公務の範囲内であり、本件職務命令及び公務遂行並びにそれに係る人件費の支給を違法・不当と判断するに足る客観的な理由は認められない。

イ 体育祭の競技に参加した職員が地元団体Aから現金（入賞賞金）の支給を受けたとされることについて

地元団体Aの支出に係る入賞賞金は本市の公金に該当しないので、監査の対象とならない。

(2) 地元団体Bに対する平成30年2月6日付の立替金の支払について

職員の私費による立替払であり、本市の公金に該当しないので、監査の対象とならない。

第4 結論

1 本件請求のうち、平成29年度体育祭開催に係る人件費については、支給時から本件請求の提出までに1年以上を経過しているため、監査の対象とならない。

平成30年度体育祭開催に係る人件費については、正当な職務命令に基づく公務遂行に対して支給されたものであり、請求人の主張に理由がないと判断し、これを棄却する。

体育祭の競技に参加した職員が地元団体Aから現金（入賞賞金）の支給を受けたとされることについては、当該団体の支出に係る入賞賞金は本市の公金に該当しないので、監査の対象とならないと判断し、これを却下する。

2 本件請求のうち、地元団体Bに対する平成30年2月6日付の立替金の支払については、職員の私費による立替払であり、本市の公金に該当しないので、監査の対象とならないと判断し、これを却下する。